

令和7年3月

胎内市農業委員会

総会議事録

令和7年3月25日

決			裁	
会長	局長	係長	係	担当

## 胎内市 農業委員会 総会議事録

1 開催日時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分から午後2時31分

2 開催場所 胎内市役所 全員協議会室

3 出席委員

農業委員(14人)

会 長 :	1 番 :	松村 孝市	会長代理 :	2 番 :	榎本 太
委 員 :	3 番 :	片野 敏彦	委 員 :	4 番 :	柳澤 兵庫
委 員 :	5 番 :	片野 賀津雄	委 員 :	6 番 :	川上 勝之
委 員 :	7 番 :	南波 雅子	委 員 :	8 番 :	安城 守英
委 員 :	9 番 :	三宅 寿晴	委 員 :	10 番 :	今井 輝子
委 員 :	11 番 :	長谷川 孝広	委 員 :	12 番 :	本間 浩
委 員 :	13 番 :	三浦 幸子	委 員 :	14 番 :	藤村 信広

農地利用最適化推進委員(7人)

委 員 :	中条 :	15 番 :	高橋 一栄	委 員 :	中条 :	16 番 :	吉村 優作
				委 員 :	乙 :	18 番 :	井上 優彦
委 員 :	築地 :	19 番 :	信田 寿幸	委 員 :	築地 :	20 番 :	水澤 幸男
委 員 :	黒川 :	21 番 :	中川 金男	委 員 :	黒川 :	22 番 :	中山 学

4 欠席委員(1人)

委 員 : 乙 : 17 番 : 小泉 正

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 議 事

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について

第4号議案 胎内市農用地利用集積計画について

第5号議案 胎内市農業委員会事務局職員の任免について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 : 佐藤利勝、係長 : 小野智裕、主任 : 奥村亮

7 会議の概要

議長	<p>ただ今から、令和7年3月の胎内市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は14名であり、胎内市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。</p> <p>それでは、日程第1、議事録署名委員の指名でございますが、今回は、3番片野敏彦委員、4番柳澤兵庫委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>次に日程第2、諸般の報告をいたします。</p> <p>事務局報告願います。</p>
事務局	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>皆様のお手元にお配りしましたのは、2月の総会以降の行事等の内容であります。</p> <p>3月17日、胎内市認定農業者会総会が中条グランドホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>3月18日、3月の事前審査会を市役所2階会議室で開催し、3班の委員の皆様にご覧いただき、案件を審査していただきました。</p> <p>3月21日、新潟県農業会議通常総会が新潟市中央区の新潟東映ホテルで開催され、会長が出席してございます。</p> <p>以上で諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>次に日程第3、議事に入ります。</p> <p>始めに、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第1号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、社会福祉事業に伴う賃貸借を新規に設定するものが1件の、計2件であります。</p> <p>1番の案件は、譲渡人からの要望により築地地内の畑について贈与するもので、面積は2筆1,271㎡であります。</p> <p>2番の案件は、農業生産活動により事業所利用者の工賃向上を図る社会福祉事業を行うため、村松浜地内の畑について賃貸借を新規に設定するもので、面積は5筆4,812㎡であります。農地法第3条第2項の不許可の例外として、社会福祉法人などの非営利法人が社会福祉事業等の目的で農地を利用する場合は農地所有適格法人の要件等を満たさなくても農地法の許可を受け、農地を取得または賃借することができます。</p> <p>第1号議案の1番は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、2番は農地法第3条第2項第1号ただし書の政令で定める相当の事由により、許可要件を満たしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第1号議案の事前審査結果について4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>去る3月18日、市役所2階農業委員会会議室におきまして、3班の委員2名及び事務局2名で、事前審査会を開催いたしました。</p> <p>第1号議案は、第1号議案は、譲渡人からの要望による贈与が1件、社会福祉事業に伴う貸借を新規に設定するものが1件の、計2件であります。詳細につきましては、事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第1号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第1号議案について、事前審査委員長報告のとおり許可することに、賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第1号議案は許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第2号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書2ページをお願いします。</p> <p>第2号議案は、住宅建築のための転用が1件であります。</p> <p>1番の案件は、築地地内の休耕畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は1筆173㎡、建築面積は67.07㎡であります。令和6年4月に事前着工がありましたが、転用許可となるまでは事業を中止するように指示しております。また、今後はこのような違反が無いよう、事前に相談・確認するなど法令を遵守し、再発防止に努める旨の始末書が添付されていることを申し添えます。</p> <p>第2号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>下段に案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第2号議案の事前審査結果について、4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>

4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 2 号議案は、住宅建築のための転用が 1 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 2 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 2 号議案について、県農業会議に諮問せずに許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 3 号議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 3 号議案をご説明いたします。</p> <p>議案書 3 ページをお願いします。</p> <p>第 3 号議案は、住宅建築のための転用が 2 件、砂利採取のための一時転用が 1 件の計 3 件であります。</p> <p>1 番の案件は、西本町地内の休耕畑において、住宅を 2 棟建築するための転用で、申請面積は 1 筆 360 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>2 番の案件は、あかね町地内の畑において、住宅を建築するための転用で、申請面積は 2 筆 265 m<sup>2</sup>、土地売買価格は〇〇円、坪当たり約〇〇円であります。</p> <p>3 番の案件は、築地地内の畑において、砂利採取のための一時転用であります。申請面積は合計 9 筆 8,313.77 m<sup>2</sup>、採取期間は許可の日から 1 年間とするものであります。</p> <p>3 番は、面積が 3,000 m<sup>2</sup>を超えておりますので、県農業会議に諮問する案件となっております。</p> <p>第 3 号議案は、転用面積・目的・資金計画等、申請内容は転用許可要件を満たしております。</p> <p>議案書 4 ページに案内図をお示ししてございますので、ご確認ください。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>第 3 号議案の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。  第 3 号議案は、住宅建築のための転用が 2 件、砂利採取のための一時転用が 1 件の計 3 件であります。詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では許可相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いします。  以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 3 号議案について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。  これより採決をいたします。  第 3 号議案の 1 番から 2 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、3 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに賛成の委員は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員・挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。  よって、第 3 号議案の 1 番から 2 番については、県農業会議に諮問せずに許可し、3 番は県農業会議に諮問し、答申が許可相当の場合は許可することに決定いたしました。  次に、第 4 号議案「胎内市農用地利用集積計画について」を議題といたします。  この第 4 号議案は、所有権移転と利用権設定がありますので、初めに所有権移転について審議いたします。  事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の所有権移転について、ご説明いたします。  議案書 5 ページをお願いします。  1 番の案件は、苔実・中倉地内の畑について、譲渡人は自作しておらず、今後も自作する予定がないため、売り渡しを希望されたものであります。譲受人は認定農業者で経営状況に問題はなく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。面積は合計 2 筆 1,447 ㎡、売買価格は総額〇〇円、10 a 当たり約〇〇円であります。  第 4 号議案の所有権移転は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。  以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番のあっせん審査結果について、6 番川上勝之あっせん審査委員長から報告をお願いします。</p>

6 番	<p>第 4 号議案の所有権移転の 1 番についてご報告いたします。</p> <p>去る 3 月 6 日に農業委員会会議室において、あっせん委員と、売り手、買い手、事務局にて、あっせん審査会を開催しました。</p> <p>売り手は、現在耕作しておらず、今後も耕作する予定がないことから、農地を売りたいと申し出がありました。</p> <p>買い手は、経営状況等も問題なく、あっせん譲受け台帳にも登録されております。</p> <p>売買価格については、売り手・買い手それぞれ合意の価格であります。</p> <p>以上のことから、あっせん審査会では問題なく、承認相当と判断いたしましたので、本総会での審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>次に、第 4 号議案の所有権移転の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転につきましては、ただいま報告ありましたとおり、あっせん審査会が開催されておりますし、内容も特に問題なく、事前審査会では承認相当であると判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の所有権移転について、事務局及びあっせん審査委員長並びに事前審査委員長から説明と報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>
(質疑・なしの声)	
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の所有権移転について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。</p>
(農業委員・挙手)	
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案の所有権移転は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定について審議いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定は、本総会出席委員に関係する案件がありますので、分けて審議いたします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第 4 号議案の利用権設定を、ご説明いたします。</p>

議案書 6 ページをお願いします。

第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 39 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 15 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 6 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 11 件、使用賃借権を新規に設定するものが 3 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 3 件、使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 39 件であります。

1 番から 5 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 16,200 円から 23,000 円であります。

議案書 7 ページをお願いします。

6 番から 10 番は、中間管理機構と 10 年間から 11 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 11,500 円から 16,200 円であります。

議案書 8 ページをお願いします。

11 番から 15 番は、中間管理機構と 10 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 9,000 円から 20,000 円であります。

議案書 9 ページをお願いします。

16 番から 20 番は、中間管理機構と 10 年間から 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、8,972 円から 17,000 円であります。

議案書 10 ページをお願いします。

21 番は、中間管理機構と 11 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は、7,427 円であります。

22 番から 25 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 15 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 20,000 円から 23,000 円またはコシヒカリ 90kg であります。

議案書 11 ページをお願いします。

26 番から 30 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間から 15 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 8,000 円から 8,500 円またはコシヒカリ 90kg であります。

議案書 12 ページをお願いします。

31 番から 32 番は、労力不足により認定農業者等に 5 年間の賃借権を新規に設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 8,000 円またはコシヒカリ 32kg であります。

33 番から 35 番は、労力不足により農業者に 3 年間から 10 年間の使用賃借権を新規に設定するものであります。

議案書 13 ページをお願いします。

36 番から 38 番は、労力不足により認定農業者等に 3 年間から 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料は 8,000 円またはコシヒカリ 89kg であります。

39 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の使用賃借権を再設定するものであります。

第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 39 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。

以上で説明を終わります。

議長

第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 39 番の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事

	前審査委員長から報告をお願いします。
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 1 番から 39 番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが 15 件、農地中間管理機構と賃借権を再設定するものが 6 件、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 11 件、使用賃借権を新規に設定するものが 3 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 3 件、使用賃借権を再設定するものが 1 件の、計 39 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をお願いいたします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の 1 番から 39 番の利用権設定について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、質問等ありましたらお受けいたします。</p>
6 番	<p>これからは全て農地中間管理機構との貸し借りとなるが、農地中間管理機構で審査は行っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>こちらの方で貸し手と借り手を決めて中間管理機構へ提出しますので、中間管理機構で内容について審査はしていません。</p>
6 番	<p>これから全てが農地中間管理機構の貸し借りとなるが、賃貸料の未納は農業委員が回収にあたることになるのか。</p>
事務局	<p>今のところはそのような形で農業委員さんに回ってもらうようなことはないです。</p>
6 番	<p>相対での契約の場合はお互いのことなので関係ないが、農地中間管理機構との貸し借りでもし未納があった場合はどうなるのかなど。</p>
事務局	<p>現在の実際の状況では、未納者の所に農地中間管理機構が訪問なり、来てもらうなり未納の状況を確認してという形のものがあります。今のところは農林公社が未納回収にあたっているという状況であります。</p>
6 番	<p>それでは今まで通りに、農業委員が動くということはないということですね。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p>

	<p>第4号議案の利用権設定の1番から39番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>よって、第4号議案の利用権設定の1番から39番は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第4号議案の利用権設定の40番から42番について審議いたします。</p> <p>なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	<p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の40番から42番をご説明いたします。</p> <p>利用権設定の40番から42番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが3件であります。</p> <p>議案書13ページをお願いします。</p> <p>40番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円であります。</p> <p>議案書14ページをお願いします。</p> <p>41番から42番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円であります。</p> <p>第4号議案の利用権設定の40番から42番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の40番から42番の事前審査結果について、4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>第4号議案の利用権設定の40番から42番は、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが3件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の40番から42番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p>

	(質疑・なしの声)
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。  これより採決をいたします。  第4号議案の利用権設定の40番から42番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p>
	(農業委員：挙手)
議長	<p>全会一致と認めます。  それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p>
	(議事参与委員・入室)
議長	<p>第4号議案の利用権設定の40番から42番については、承認することに決定いたしました。  次に、第4号議案の利用権設定の43番から44番について審議いたします。  なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p>
	(議事参与委員・退室)
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の43番から44番をご説明いたします。  利用権設定の43番から44番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが2件であります。  議案書14ページをお願いします。  43番から44番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は14,000円であります。  第4号議案の利用権設定の43番から44番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。  以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の43番から44番の事前審査結果について、4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4番	<p>それでは、ご報告いたします。  第4号議案の利用権設定の43番から44番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが2件であります。  詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断い</p>

	<p>たしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第4号議案の利用権設定の43番から44番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p>(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定の43番から44番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p>(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p>(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第4号議案の利用権設定の43番から44番については、承認することに決定いたしました。 次に、第4号議案の利用権設定の45番から51番について審議いたします。 なお、〇〇番〇〇委員は、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件終了までの間、退室をお願いいたします。</p> <p>(議事参与委員・退室)</p>
議長	<p>それでは、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>第4号議案の利用権設定の45番から51番をご説明いたします。 利用権設定の45番から51番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが4件、労力不足により賃借権を再設定するものが3件の、計7件であります。 議案書14ページをお願いします。 45番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ50kgであります。 議案書15ページをお願いします。 46番から48番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ25kgから50kgであります。 49番から50番は、労力不足により認定農業者に10年間の賃借権を再設定するもので、10a当たりの賃貸料はコシヒカリ50kgであります。</p>

	<p>議案書 16 ページをお願いします。</p> <p>51 番は、労力不足により認定農業者に 10 年間の賃借権を再設定するもので、10a 当たりの賃貸料はコシヒカリ 50kg であります。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 45 番から 51 番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 45 番から 51 番の事前審査結果について、4 番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。</p>
4 番	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>利用権設定の 45 番から 51 番は、労力不足により賃借権を新規に設定するものが 4 件、労力不足により賃借権を再設定するものが 3 件の、計 7 件であります。</p> <p>詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしく申し上げます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、第 4 号議案の利用権設定の 45 番から 51 番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありましたが、この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。</p> <p style="text-align: center;">(質疑・なしの声)</p>
議長	<p>質問等がないようなので、これで質疑を終わります。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案の利用権設定の 45 番から 51 番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員：挙手)</p>
議長	<p>全会一致と認めます。</p> <p>それでは、ここで〇〇委員に入室していただきます。</p> <p style="text-align: center;">(議事参与委員・入室)</p>
議長	<p>第 4 号議案の利用権設定の 45 番から 51 番については、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、第 4 号議案の利用権設定の 52 番について審議いたします。</p> <p>なお、本案件は私に関する案件でありますので、審議終了まで退室させていただきます。</p> <p>また、議事進行については榎本太会長職務代理にお願いいたします。</p>

	(議事参与委員・退室) (議長交代)
議長	議長を交代します。 それでは、第4号議案の利用権設定の52番について事務局説明願います。
事務局	第4号議案の利用権設定の52番をご説明いたします。 利用権設定の52番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。 議案書16ページをお願いします。 52番は、中間管理機構と10年間の賃借権を新規に設定するもので、10a当たりの賃貸料は16,000円であります。 第4号議案の利用権設定の52番は、農業経営基盤強化促進法に定める要件を満たしているとして、ご提案いたしました。 以上で説明を終わります。
議長	第4号議案の利用権設定の52番の事前審査結果について、4番柳澤兵庫事前審査委員長から報告をお願いします。
4番	それでは、ご報告いたします。 第4号議案の利用権設定の52番については、農地中間管理機構と賃借権を新規に設定するものが1件であります。 詳細につきましては事務局説明のとおりであり、事前審査会では承認相当と判断いたしましたので、本総会でのご審議をよろしくお願いします。 以上で報告を終わります。
議長	ただ今、第4号議案の利用権設定の52番について、事務局及び事前審査委員長から説明並びに報告がありました。この件について、ご質問等ありましたらお受けいたします。
	(質疑・なしの声)
議長	質問等がないようなので、これで質疑を終わります。 これより採決をいたします。 第4号議案の利用権設定の52番について、事前審査委員長報告のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。
	(農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 それでは、ここで〇〇に入室していただきます。

	(議事参与委員・入室)
議長	第4号議案の利用権設定の52番については、承認することに決定いたしました。それでは、ここで議長を交代させていただきます。
	(議長交代)
議長	議長を交代します。 次に、第5号議案「胎内市農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。 事務局説明願います。
事務局	第5号議案を説明いたします。 議案書17ページをお願いします。 この案件は、3月14日に発表された胎内市職員の人事異動の内示に伴いまして、4月1日付けで異動発令となる農業委員会事務局職員の転出及び転入に関する案件であります。 異動する職員は、農業委員会の職を免ずる者として、学校教育課へ転出することとなりました奥村主任であります。 また、同日付けで転入し、農業委員会事務局職員として任命される者は、総務課奥村主任であります。 以上で説明を終わります。
議長	第5号議案は、人事に関する案件でありますので、質疑を省略し採決します。 第5号議案について、承認することに賛成の委員は、挙手をお願いいたします。
	(農業委員：挙手)
議長	全会一致と認めます。 よって、第5号議案は承認することに決定いたしました。 これで、本日の全ての日程を終了いたしました。 これを持ちまして、令和7年3月の胎内市農業委員会総会を閉会いたします。

上記の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名します。

令和7年3月25日

議 長

---

3 番

---

4 番

---